

会社や職種に関係なく  
一人でも誰でも入れる  
労働組合  
千葉スクラムユニオン



2017年4月14日 第36号  
発行：千葉スクラムユニオン  
千葉市中央区祐光 2-5-8  
ハイツカメリア 202号  
TEL/FAX：043-221-2525  
E-mail：t-oyana@lapis.plala.or.jp  
http://scrumunion.web.fc2.com/

発行責任 小柳俊朗 編集責任 小柳俊朗

## 学校法人埼玉医科大学はAさんに対する 不当解雇を撤回し職場復帰を認めろ！



千葉地裁前でお互い様ユニオンと宣伝行動  
(2017年4月11日、千葉地裁 601号法廷で公判)

## 埼玉医科大学は、労働法規に従い 労働組合運動を敵視するな！

Aさんは、2004年4月1日に学校法人埼玉医科大学に医務部事務員として採用され、初任給者研修後に総合医療センターの（川越市）の医療福祉相談室に社会福祉士として配属され、同年10月1日付からは、埼玉医科大学附属病院神経精神科センター（毛呂山町）に精神福祉士として配属されました。

Aさんは、資格と経験を活かすことを目的として採用されました。ところが、労働組合活動及び労働基準法を敵対視していた埼玉医科大学は、労働者の正当な権利や労働組合活動に仲間を勧誘したこと等が管理者に知られることとなり、労働組合活動をしないうことなど誓約させられるなど、様々な嫌がらせに合いました。採用2年目の2005年6月から9年近い長期休業を余儀なくされました。

## 調停・復職団交で現職復帰したが！

Aさんは、調停・組合の復職団交を経て2014年4月に現場復帰を「果たしましたが、埼玉医科大学は、Aさんの現職復帰は形式ばかりで、所属も現職とは相違し、職務内容も不明瞭なまま、日々の切り出し業務・待機・異様なまでの行動監視や、公式な歓迎会にも職員として名簿に記載もせず、あからさまな仲間はずしなど、人間関係をも分断されました。

## 孤立させられストレスの中で！

Aさんは、孤立させられたストレスから1件の懲戒処分を受けました。その懲戒処分後、事務部門から現場労働の業務員へと配転を命じられました。

キャリアを無視した二重処分的な不当配転にも、異議を唱えつつ、労働組合員として命がけて、人事当局からの不当な業務命令に対応し、闘い抜きました。そして、懲戒処分不相当な過失に対して、停職処分を下され、停職明けの翌日に即時解雇されたのです。

## 埼玉医科大学は、Aさんへの、不当解雇を撤回し、Aさんを職場復帰させろ！

埼玉医科大学は、2回目の出勤停止明けの2015年11月9日、出勤したAさんに対し、同日付で即日解雇する旨を通告してきました。

解雇理由は、Aさんの些末な行為を積み重ねて、脚色し、多数の解雇理由を作出し、さらに、業務能力の欠如、業務上の指示違反等を理由として解雇を断行しました。私たちは、Aさんの不当解雇を撤回し、職場復帰を勝ち取るために裁判闘争を闘っています。

みなさまのご支援をお願いします。

ユニオンネット お互い様

所在地：東京都千代田区岩本町2-17-4

NS20ビル1F、労働運動センター

連絡先：TEL 070-6576-2071

FAX 03-5820-2080

メール info@otagaisama.org

HP <http://www.otagaisama.org>

